

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当における国庫負担の割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、その他国庫補助金等の廃止等の措置を講ずること。

第二 児童手当法の一部改正の要点

一 児童手当の支給に要する費用について国、都道府県及び市町村の負担の割合を見直すこと。（児童手当法第十八条及び第十九条関係）

二 給付の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までから小学校修了前までに引き上げること。（児童手当法附則第七条及び第八条関係）

第三 児童福祉法の一部改正の要点

市町村又は都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とする

こと。（児童福祉法第五十二条及び第五十四条関係）

第四 身体障害者福祉法の一部改正の要点

一 身体障害者の診査及び更生相談に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（身体障害者福祉法第三十七条及び第三十七条の二関係）

二 身体障害者更生相談所の運営及び身体障害者手帳の交付に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（身体障害者福祉法第三十七条の二関係）

三 市町村又は都道府県による身体障害者更生援護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（身体障害者福祉法第三十七条及び第三十七条の二関係）

第五 生活保護法の一部改正の要点

市町村又は都道府県による保護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とすること。（生活保護法第七十三条及び第七十五条第一項関係）

第六 知的障害者福祉法の一部改正の要点

市町村又は都道府県による知的障害者援護施設の施設整備に要する費用について国庫負担の対象外とす

ること。（知的障害者福祉法第二十五条及び第二十六条関係）

第七 児童扶養手当法の一部改正の要点

児童扶養手当の支給に要する費用について国及び都道府県等の負担の割合を見直すこと。（児童扶養手

当法第二十一条関係

第八 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正の要点

- 一 都道府県に対する国の交付金を廃止すること。（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第三条第二項、第六条、第七条及び第九条第二項関係）

- 二 市町村に対する国の交付金についてその経費の財源に充てることのできる事業等の範囲を拡充すること。（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第四条第二項関係）

第九 介護保険法の一部改正の要点

- 一 介護保険施設及び特定施設入居者生活介護に係る介護給付等に要する費用について国及び都道府県の負担の割合を見直すこと。（介護保険法第一百二十二条第一項及び第一百二十三条第一項関係）

- 二 都道府県知事がそのサービス量につき必要な量に既に達している場合等に指定をしないことができる

居宅サービスとして、介護専用型特定施設入居者生活介護以外の特定施設入居者生活介護を追加すること。（介護保険法第七十条第四項及び第一百八十八条第三項関係）

三 住所地特例対象施設として、介護専用型特定施設以外の特定施設を追加すること。（介護保険法第十

三条第一項関係）

第十 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正の要点

一 平成十八年度から別に法律で定める年度（以下「特定年度」という。）の前年度までの間において、国庫は、国民年金制度に係る基礎年金の給付に要する費用の三分の一に加え、当該要する費用の千分の二十五を負担すること。（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第十三

条第五項及び第六項関係）

二 平成十八年度から特定年度の前年度までの間において、国庫は、厚生年金保険制度に係る基礎年金拠出金の額の三分の一に加え、当該額の千分の二十五を負担すること。（国民年金法等の一部を改正する

法律（平成十六年法律第一百四号）附則第三十二条第五項関係）

第十一 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

二 経過措置

- 1 児童手当制度等における国、都道府県又は市町村の負担に関する事項、児童手当の支給及び額の改定に関する事項等について、所要の経過措置を設けること。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

三 関係法律の整備

- 1 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律等について、国民年金法等の一部を改正する法律の改正に準じた改正を行うこと。
- 2 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。